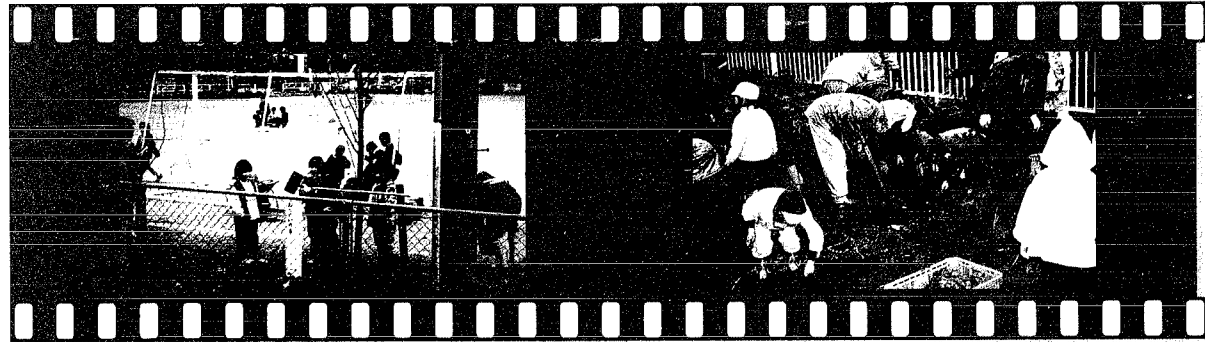
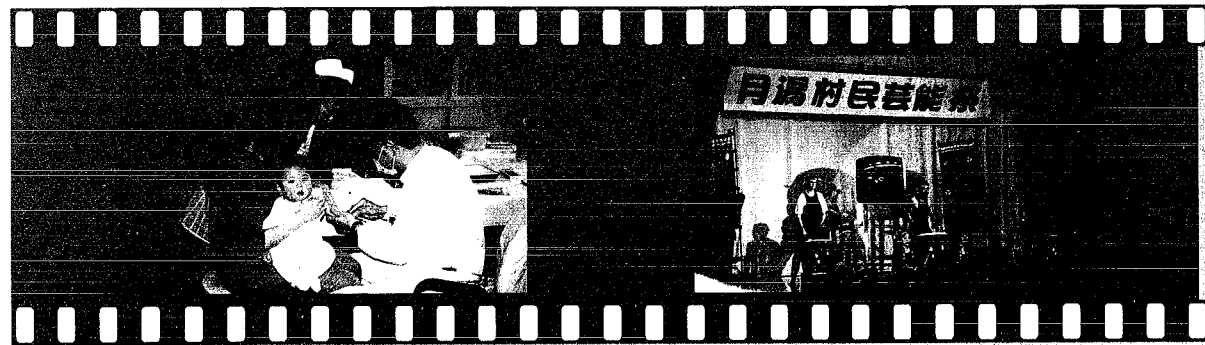


11月のできごと



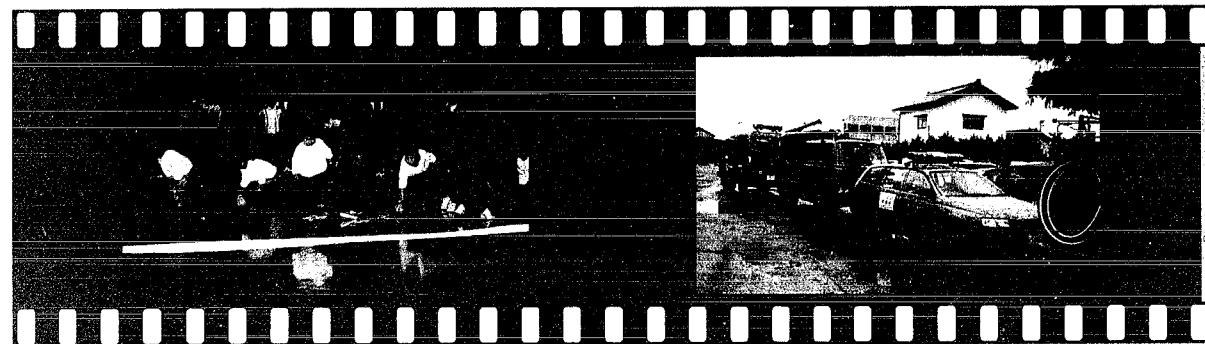
入学を祝って1年生の記念樹（桜）の植樹。1年生とともに大きくなって桜の花が咲くのが楽しみです。

園児と老人クラブによるさつまいも掘りが小雨の中行われました。たくさんとれて大喜び。



予防注射。痛かったけど泣かず、これからは丈夫に育つね。

白根市在住のシェリルさんが月潟太鼓で村民芸能祭に参加。見事なバチさばき!!



高齢者スポーツ大会。交流ゲームで園児に負けず元気にがんばりました。

秋の火災予防運動期間中、三村（味方、月潟、中之口）合同巡回が行われました。火の取扱いには十分注意して下さいね。



水道だより

冬期間も節水にご協力ください

冬の準備はもうお済みですか。毎年うっかり忘れがちなのが水道の冬仕度です。この時期、寒波はいつ襲ってくるかわかりません。特に野外の水道は知らないうちに破裂していることが多く、トラブルを起こす原因となります。水道管もきちんと保護し、凍結から守りましょう。また、凍結防止のため、夜間でも水道を出しておられる家庭が多くなります。大切な水道水ですので、水量等に十分注意され節水にもご協力ください。

給水装置や貯水槽はあなたのものです

水道の配水管から分岐して設置されている給水管、給水管に直結する蛇口や水止め栓、湯沸器などの給水用具を総称して「給水装置」と呼んでいます。このような給水装置や貯水槽、貯水槽以下の配管などは、水道事業者のものではなく、設置している皆様のもので、必要な補修や管理については、基本的に設置者の責任で行われることとなっています。

給水装置について

給水管、給水用具を総称して給水装置といいます。これに関する構造や材質に関する基準が定められており、基準に適合する必要があります。この基準に適合しない給水装置や不適切な工事が行われた場合には給水を受けられない場合があります。

貯水槽水道について

中高層の建物ですが、貯水槽で一度水道水を受けて給水されているのが一般的です。このような水道を「貯水槽水道」と呼び、これについては、貯水槽

から蛇口までの部分については、その設置者が責任をもって適切に管理しなければなりません。

水道法においては、貯水槽水道の管理を徹底するため、水道事業者は、給水契約においてその管理の責任関係を明らかにし、さらに必要な助言等を行うこととしています。保健所や市町村の指導、助言に従い必要な管理を行いましょう。

簡易専用水道について

貯水槽水道のうち、貯水槽容量が10m³を超えるものを、特に、簡易専用水道といい、1年に1回以上定期的に水槽の掃除を行い、地方公共団体等の検査を受けなければなりません。

ああ、水が止まらない!

給水装置の仕組みを知っていればあわてることはありません。まず、水止め栓を廻して水を止めましょう。そのうえで故障の内容を点検し、水道事業者や指定給水装置工事事業者へ修理を依頼しましょう。

なお、蛇口のコマパッキンの取り替えなどの簡単な修理はご家庭でもできます。

●給水装置工事の申し込みは

給水装置の工事は水道事業者が指定した指定給水装置工事事業者（旧指定水道工事店等）が水道使用者の皆さまの委託を受けて施行します。指定給水装置工事事業者には、国家資格を有する給水装置工事主任技術者がおり、安心です。

指定給水装置工事事業者が施行しない給水装置の場合は給水を受けられないことがあります。指定給水装置工事事業者の所在がわからない場合は、月潟村簡易水道（☎375-2312）にご相談ください。

